

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条違反をいうが、本件釈明請求に関する異議申立棄却決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらぬものと解するのが相当である（昭和二九年（し）第三七号同年一〇月八日第三小法廷決定、刑集八巻一〇号一五八八頁）から、本件抗告は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年四月一九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 色 川 幸 太 郎

裁判官 村 上 朝 一

裁判官 岡 原 昌 男

裁判官 小 川 信 雄